

第2章

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

- 第1 事前対策
- 第2 河川の改修
- 第3 洪水対策
- 第4 下水道，都市下水路・排水路

担当部	建設部，消防局，下水道部
担当班	建設計画班，道路管理班，消防総務班，消防救助班，下水道班
関係資料	河川状況，水戸市市民センター施設状況，水戸市老人福祉施設状況，水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況，水戸市障害福祉施設状況，水戸市洪水ハザードマップ

第1 事前対策

市は，防災関係機関と連携し，水害の予防と被害の軽減を図るため，河川，排水路等に関する改良等の事業の実施に努める。

関係部課が実施する主な事業は，次のとおりとする。

- 1 国，県が定める市内河川の重要な水防箇所の周知徹底
- 2 河川巡視等による危険箇所の発見
- 3 水防訓練等による市民の防災意識の高揚
- 4 水防活動資機材の備蓄及び水防倉庫の設置
- 5 関係機関との情報交換

第2 河川の改修

市は，国，県等との連携により河川改修等を講じる。

1 河川の概要

本市には23の河川があり，その管理区分は，一級河川（国土交通省管理）4，同（県知事管理）16，準用河川（市長管理）9の計29区域に分けられている。このうち那珂川は，水源が他県にあり，流路延長も長く，本市の降水量のほか上流の降水量の影響を受けやすく，強降雨時における本市通過の流量は極めて多いことから，関係機関と連絡を密にして警戒を要する河川である。

2 河川の改修事業等

(1) 直轄河川改修

昭和61年の大水害を契機に治水，利水上の観点から，特別事業として年次計画で河川整備事業が進められてきた。

令和元年東日本台風（台風第19号）による甚大な被害を踏まえ，国が中心となっ

て取りまとめた「那珂川緊急治水対策プロジェクト」を推進し、本川・支川一体的に各種対策を強化する。

プロジェクトは、多重防御治水の推進を図るため、河道の流下能力の向上、遊水・貯留機能の確保、土地利用・住まい方の工夫の三位一体のハード対策を基本方針とし、減災に向けた、防災情報の共有化のための取組や水害に対する事前準備のための取組など、ソフト対策の強化もあわせて位置付けられている。

(2) 中小河川の改修

本市には、多くの一級河川及び準用河川があり、一部未改修となっていることから、雨量の多いときには氾濫等の危険な状態となるため、市は、県による中小河川改修、小規模河川改修及び局部改良事業の促進を図る。

(3) 流域治水対策

本市は、河川の中・上流域での宅地開発等による市街地の進展及び下水道、道路などの生活関連公共施設の整備により、河川への雨水流入量の増大が進行している。

国は、気候変動による水害リスクの増大に備え、国、県、市、企業、市民など、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へ転換するため、流域全体で早急に実施すべき対策を、「流域治水プロジェクト」として取りまとめ、事前防災対策の強化に向け推進している。

市は、治水の安全性を高めるため、雨水貯留・地下浸透施設の整備を進めるほか、宅地開発等での暫定的遊水地の設置を促進するなど、河川への流入制限及び低減、短時間流入の防止に努める。

第3 洪水対策

1 浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定された河川について、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定する。

なお、浸水想定区域の指定を行った国及び県は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

市は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民へ周知する。

2 避難体制等の整備

(1) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

(イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

(ウ) 大規模工場等（工場、作業場又は倉庫の用途に供し、延べ面積10,000㎡以上の施設）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

(2) 市は、前記(1)の事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講じる。その際、河川近傍や、浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(3) 市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）について、国又は県及び水防関係機関等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や、具体的な数値に基づいた判断基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実効性のあるマニュアルを作成する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、垂直避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(4) 市は、気象庁、国土交通省、県及び関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第4 下水道、都市下水路・排水路

市は、雨水による浸水の災害対策を講じる。

1 下水道、都市下水路・排水路の整備・充実

関係部課は、雨水による浸水被害を解消するため、公共下水道（雨水）の整備を推進するとともに、都市下水路・排水路の整備に努める。

2 既設下水管きよ等の維持管理

関係部課は、管きよ・水路及び付帯設備のうち、閉塞、破損等のあるものについては、清掃、修繕等を行い、災害時にその能力を最大限に発揮できるよう維持管理に努める。

第2節 土砂災害防止計画

第1 土砂災害防止法に基づく対策

第2 がけくずれ対策

第3 土砂災害警戒情報の活用

担 当 部	市民協働部，建設部，消防局
担 当 班	災害対策班，建設計画班，消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	河川状況，水戸市市民センター施設状況，水戸市老人福祉施設状況，水戸市立学校・認定こども園・保育所施設状況，水戸市障害福祉施設状況，急傾斜地崩壊危険区域指定一覧，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧，水戸市土砂災害ハザードマップ

第1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊，土石流並びに地すべりが発生する危険のある区域における災害予防のため，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下，「土砂災害防止法」という。）に基づき，警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

1 基礎調査の実施

県は，国土交通大臣が策定した「土砂災害対策基本指針（平成13年7月9日国土交通省告示第1119号）」に基づき，急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形，地質，降水の状況に関する調査を行う。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握

市は，県が指定した「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を把握し，パトロール等の予防措置を実施する。

3 警戒避難体制の整備

(1) 市は，警戒区域の指定があったときは，市地域防災計画において，当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 情報伝達，予警報の発令・伝達に関する事項

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

エ 避難，救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また，市は，市地域防災計画において，土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については，市は，市地域防災計画において，当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(2) 市は，前記(1)の事項について市民に周知させるため，これらの事項のうち避難

場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布
その他必要な措置を講じる。

- (3) 市は、避難指示等について、国、県等の協力を得て災害事象の特性や収集できる
情報を踏まえ、避難すべき区域や、具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実
用性の高いマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時
の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる
方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の
意識啓発に努める。

- (4) 市は、気象庁、県及び関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用
するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般へ
の提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の
体制の整備を図る。

第2 がけくずれ対策

1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

県は、がけくずれ災害の発生が予想される箇所を調査し、地形、地質、地下水、立
ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響
等、実態の把握に努める。

市は、その情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂
災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被
害縮小に努める。

2 急傾斜崩壊危険区域の指定

県は、市と協議のうえ、がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜
地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行
い、対策工事を実施するとともに、がけに対する有害な行為を規制する。

3 所有者等に対する防災措置の指導

(1) 市の措置

防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地
の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である
旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定するよう県に要請する。

(2) 県の措置

急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必
要があると認められる場合においては、当該地区内の土地所有者、管理者又は占有
者、その土地において制限行為を行った者、被害を受けるおそれのある者に対し、

急傾斜地崩壊防止工事の施工，被害を受けるおそれが著しいと認められる家屋の移転，その他必要な措置を執ることを勧告する。

第3 土砂災害警戒情報の活用

市は，県と水戸地方気象台から発表される土砂災害警戒情報を防災活動や市民の避難行動を支援するために活用する。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は，市町村を発表単位とし，土砂災害警戒区域を有する次の40市町村を発表対象とする。

水戸市・日上市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・守谷市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稲敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・鉾田市・茨城町・小美玉市・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・つくばみらい市・利根町

2 発表及び解除

(1) 発表

大雨警報発表中に，予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を上回ると予測されるとき。

(2) 解除

予測雨量等による計算値が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り，かつ，短時間で再び基準を超過しないと予測されるとき。

3 伝達体制

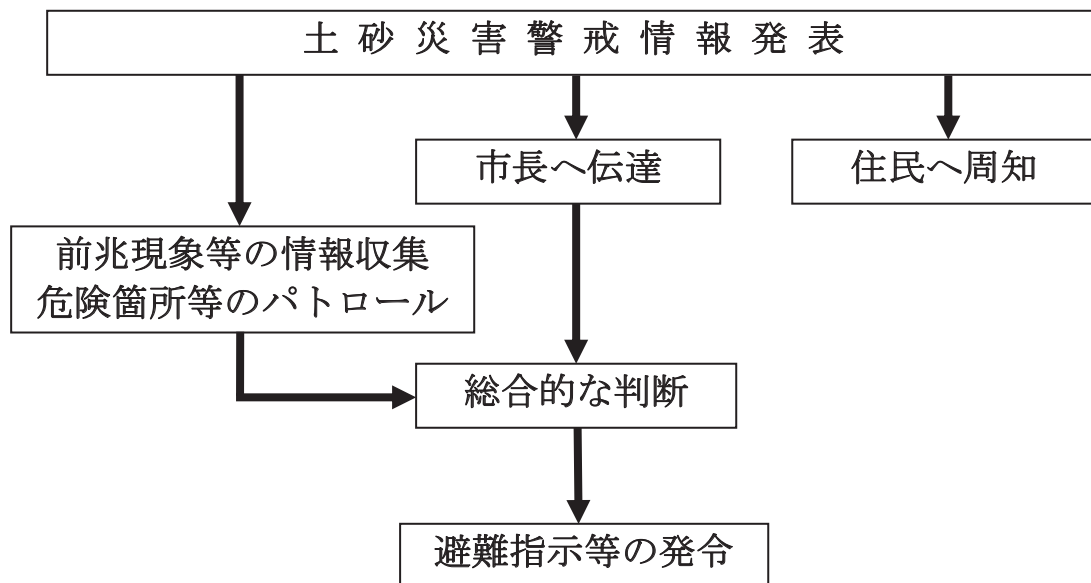
県は，土砂災害警戒情報の発表・解除があったとき，FAXにより市町村へ伝達するとともに，防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

市は，土砂災害警戒情報が発表された場合，土砂災害警戒情報の補足情報，前兆現象及び災害発生状況などを総合的に判断し，避難指示等を発令する。

なお，土砂災害警戒情報が発表された場合，市民協働部長は，市長へその旨を伝達する。

【土砂災害警戒情報発表後の対応】



第3節 交通整備計画

第1 道路の整備

第2 橋の整備

担 当 部	建設部，都市計画部
担 当 班	建設計画班，道路管理班，都市計画班

第1 道路の整備

都市の骨格である道路は大きく幹線道路と生活道路に分けることができ、両者が適切に配置されることによってその機能が有効に発揮される。

また、道路は災害時には避難、救援救護、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、延焼防止のオープンスペースとして、災害に強いまちづくりに向けて重要な役割を果たす。このことから、市は、国及び県と連携し、幹線道路の整備を推進し、道路網のネットワーク化を図るとともに、救援救護、消火活動にも有効な生活道路の整備を推進する。

また、道路の建設に当たっては、次のことに配慮する。

- 1 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- 2 縦断線形は、平坦地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
- 3 横断こう配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要なこう配を確保する。
- 4 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等については、コンクリート擁壁、間知石積を設置し、法面の保護を図る。
- 5 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出の出来る通水断面を確保する。
- 6 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水位が高く、路面排水困難な所は暗きょ等を設置する。

第2 橋の整備

市管理の橋について、災害時における橋の機能確保のため、耐震設計等の基準に達しない橋について順次補強対策を実施する。

また、国又は県管理の橋についても補強対策等の実施を要請する。

第4節 都市防災計画

第1 都市防災計画

第2 上・下水道施設の整備

第3 災害危険区域の指定

担当部	建設部，都市計画部，水道部，下水道部
担当班	建設計画班，道路管理班，都市計画班，建築指導班，市街地整備班，水道総務班，応急給水班，管路復旧班，浄水施設復旧班，下水道班
関係資料	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧，土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域等一覧，緊急輸送道路一覧，水戸都市計画図

第1 都市防災計画

市は、避難場所・避難路の整備，建築物の耐火・不燃化等の都市基盤の整備を推進する。

1 都市防災計画の充実

市は、市総合計画等の様々な行政計画との整合を図り，災害に強い都市を目指す観点から都市防災に関する方針を検討する。

2 都市の不燃化の促進

市は、市街地大火の危険性のある地域を中心に地域状況を勘案し，効果的な都市の不燃化を図る。

(1) 防火・準防火地域の指定

防火地域，準防火地域とは，都市計画法で規定されており，市街地における火災の危険を防除するため定める地域である。

これらの地域内では，建築基準法により，階数，広さ等が一定基準に該当する建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

なお，防火地域及び準防火地域以外の市街地についても，耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い火災の延焼防止を図る。

(2) 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業は，それ自体が建築物の耐火・不燃化に貢献するものであり，市街地再開発による施設建築物に延焼遮断機能を持たせ，防災拠点を形成することができることから，関係部課は計画的な事業推進に努める。

(3) 都市基盤の整備

市は，市街地再開発事業，土地区画整理事業等による面整備事業を推進するとともに，公園，緑地，道路等の整備に係る事業を推進することにより，延焼や倒壊による被害の防止に有効なオープンスペースを確保する。

(4) 公共建築物の防災性能の向上

庁舎及び公共的な建築物については，避難所及び応急対策活動や早期復旧対策を

進める上で重要な役割を果たす施設であり、関係部課は、都市機能の維持のため計画的に調査と対策を講じ、防災体制の充実に努める。

3 避難場所・避難路の確保

市は、避難場所・避難路の整備を進め、安全な避難体系を確立するとともに市民に対して具体的な避難方法の周知に努める。

(1) 避難場所の整備

安全な避難場所として、一定規模以上の公園、緑地、広場等の公共空地の整備を進める。

(2) 避難路の整備

安全な避難路として、倒壊物、落下物等の影響も考慮しながら、広域避難場所と主要な公共施設を有機的に連携させる道路を指定し、都市計画道路の整備を行うなど、一定幅員以上の道路又は緑道の整備を推進する。

また、整備された道路が避難路として十分に機能するよう、道路の維持補修を計画的に行う。

さらに、ブロック塀、看板類、老朽木造家屋、法面等で倒壊、延焼又は崩壊のおそれのある建築物、工作物等について避難する上で危険と判断される箇所の改善を促進する。

4 緊急輸送道路の整備

県及び市は、輸送道路として特に重要である幹線道路について、道路改良、急傾斜法面のがけくずれ防止及び落橋防止、橋取付部対策などの維持補修等にかかる調査及び整備を計画的に実施し、災害時における道路機能の確保を図る。

緊急輸送道路区分表

区分	第一次緊急輸送道路	第二次緊急輸送道路	第三次緊急輸送道路
基準	県庁所在地，地方中心都市及び重要港湾，空港等を連絡する道路	第一次緊急輸送道路と市町村役場，主要な防災拠点を連絡する道路	その他の緊急輸送道路
路線数	高速自動車国道 2 一般国道自動車専用道路 1 一般国道 9 主要地方道 7 一般県道 4 市町村道 1	主要地方道 1 一般県道 2 市町村道 2	一般国道 1 主要地方道 3 一般県道 3 市町村道 16

※資料 緊急輸送道路一覧

第2 上・下水道施設の整備

1 上水道施設の整備

(1) 施設の保安対策

ダム施設，取水施設，導水施設，浄水施設，配水池及び送，配水ポンプ場等について，災害時の破損等による大規模な事故の発生を防止するため，施設の保安対策，予防対策，安全対策等を講じる。

(2) 施設の点検，整備

ダム施設，取水施設，導水管路，浄水設備及び機器，配水池，送・配水管路等について，平素から維持管理体制を確立するとともに，適切な人員配置，技術の確保及び施設，機器，備蓄材等の整備に努める。

また，災害時の情報連絡体制及び災害復旧が的確に活動ができるよう，初動作業の実施に当たって即応体制を確立する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材の確保

災害時の応急復旧対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう，緊急用主要資材及び機器材等を備蓄し，これを効率的かつ効果的に活用できるよう努める。

さらに，断水時の運搬給水活動を迅速に実施するため，資機材の確保に努める。

2 下水道施設の整備

(1) 下水処理場

処理場施設に被害が生じた際の復旧を早めるため，復旧用資材の確保と機器の整備を図る。

(2) 管きよ

幹線，枝線における管きよ，接合部等の破損時の連絡体制の整備及び復旧用資材の確保に努める。

第3 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

市は，条例で津波，出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し，同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとる。

第5節 文教計画

- 第1 防災上必要な教育の実施
- 第2 防災上必要な訓練の実施
- 第3 消火、避難及び救助のための施設・設備等の整備
- 第4 学校等施設・設備の災害予防措置
- 第5 文化財保護

担 当 部	市民協働部，福祉部，教育委員会，消防局
担 当 班	市民生活班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，生涯学習班，歴史文化財班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班

教育委員会等は，学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り，教育活動の実施を確保するため，災害を予防する措置を講じる。

第1 防災上必要な教育の実施

- 1 学校等の長（以下「校長等」という。）は，児童生徒等の安全を図るため，防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し，安全教育が適切に行われるよう努める。
- 2 教育委員会等は，防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し，関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び技能の向上に努める。
- 3 教育委員会等は，生涯学習の観点からも，防災訓練等を通じ，防災意識の高揚を図る。

第2 防災上必要な訓練の実施

- 1 校長等は，児童生徒等の安全を図るため，地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 2 校長等は，関係教職員に対し，地域の実情に応じ，災害の状況を想定した警報の伝達，初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- 3 学校等は，防災組織等が実施する合同訓練に，積極的に参加するよう努める。

第3 消火、避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合，迅速かつ適切な消火，避難及び救助が実施できるよう，消火，避難及び救助に関する施設，設備等の整備並びに救急医療用資材等の備蓄に努める。

第4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し，児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため，次の計画について実施する。

- 1 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため，建物の建築にあつ

ては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

- 2 校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講じる。
- 3 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

第5 文化財保護

本市には、歴史的、学術的価値のある文化財が残され、指定文化財として保護している。

文化財保護法、茨城県文化財保護条例及び水戸市文化財保護条例により、所有者及び管理責任者に対し、管理の責任を義務づけるとともに、市の役割を明確にし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高め、文化の向上発展に貢献する。

所有者、管理責任者又は管理団体は、市教育委員会の定める基準により、管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さく、その他の施設を設置し、防災対策に努める。

また、災害時は初期消火が重要なため、消火器、消火栓設備、動力消防ポンプ設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるように設備の整備促進を図る。

第6節 農地農業計画

第1 農地計画

第2 農業計画

第3 家畜対策

担当部	産業経済部
担当班	農政班

第1 農地計画

1 農業用ため池等整備事業

市は、築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用ため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

2 湛水防除事業

市は、既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3 水質障害対策事業

市は、農業用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

4 地盤沈下対策事業

市は、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために、農業用排水施設の新設又は改修を行う。

第2 農業計画

1 災害の未然防止対策

(1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

市は、災害からの農作物被害を防ぐため、気象情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業共済加入率の向上

市は、農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

2 災害の事後対策

(1) 県条例の迅速な適用

県は、被害の状況に応じ、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例を迅速に適用し、

被害農業者に対する樹草勢回復のための補助事業や経営資金の融資による支援措置を講じる。

(2) 農業共済金の早期支払い

県は、農業共済に加入している被害農家に対し、農業共済組合連合会等に共済金を早期支払いするよう指導する。

3 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

4 資材の確保

(1) 防除器具の整備

病虫害防除器具及び災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう J A 水戸等を通じて必要量の備蓄を行う。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

第3 家畜対策

- 1 低湿地畜舎は周囲の土盛り排水路の整備を行う。
- 2 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- 3 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第7節 災害通信整備計画

- 第1 災害通信施設の整備
- 第2 茨城県防災情報ネットワークシステム
- 第3 アマチュア無線ボランティアの確保
- 第4 情報提供に係る多様な通信手段の活用

担当部	市長公室，総務部，市民協働部
担当班	情報政策班，財産活用班，災害対策班

第1 災害通信施設の整備

災害発生時の被害を最小限にとどめるために，市民に，迅速かつ的確に情報を提供・伝達しなければならない。そのため，市は，県及び防災関係機関の間で緊密な情報の連絡をとるとともに，平常時から情報通信ネットワークの整備充実を図り，訓練等を通じて通信機器等の操作の習熟に努める。

1 災害通信施設の整備

市は，指定避難所，防災拠点施設等にMCA無線機，防災ラジオ（防災用自動起動ラジオ），衛星携帯電話を配備するとともに，防災行政無線の適切な維持管理を図り，災害時の連絡が迅速かつ的確に実施できるよう努める。

さらに，市のホームページ等による情報提供の維持のため，庁内LAN整備による防災情報の共有化等，可能な限りシステムの冗長化を図るとともに，クラウド技術やデータセンターを活用し，災害発生時の業務継続が可能となる体制の整備の充実を図る。

今後とも，情報通信の発達など社会情勢の変化に対応した機能の充実強化に努める。

なお，災害時の情報連絡網を確保するため，災対法第79条の規定により防災関係機関の協力を得ながら，通信施設（警察通信施設，鉄道通信施設等）の優先使用を確保する。

2 通信施設の機能確保

市は，災害時の通信施設の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに，停電等に備え次の事項に留意する。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化，制御装置の二重化等に努め，中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え，バッテリー，無停電電源装置，自家発電設備等の整備とともに，再生可能エネルギーの活用等に努める。

3 通信施設の整備目的

- (1) 災害発生前後における災害情報，避難体制及び情報パニック防止体制の確立

- (2) 発生状況，被害状況，住民動向等に関する情報の早期収集体制の確立
- (3) 防災関係機関への情報連絡及び救援要請体制の確立
- (4) 被災者救出，救護，医療救助活動の早期実施体制の確立
- (5) 食料，飲料水，生活必需品等の確保，輸送及び配給体制の確立
- (6) 住民生活関連施設の復旧体制の確立

4 マルチメディア化

近年の情報通信技術の急速な発展により，音声の他，文字，映像等多様なメディアでの通信が可能となっている。市は，これらの技術を取り入れ，より容易な状況把握が可能となるよう整備に努める。

第2 茨城県防災情報ネットワークシステム

県は，気象情報，被害情報，映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し，県や，市町村，消防機関，救急医療機関，防災関係機関において，当該情報を共有することができる「茨城県防災情報ネットワークシステム」を整備，運用している。

市は，防災情報ネットワークシステムにより，避難情報や避難所開設情報などの災害情報を迅速に県に報告する。

1 防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報ネットワークシステムの主な機能は次の通りである。

- (1) 気象情報等（予・警報，地震情報，避難情報，避難所開設情報等）の迅速な伝達
- (2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- (3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- (4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県，市町村等における共有
- (5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

2 通信機器操作等の習熟

市は，災害時における情報収集・伝達の適正かつ円滑な対応を確保するため，下記の事項の習熟を図り，防災情報ネットワークシステムを運用する。

- (1) 衛星放送の受信操作
- (2) 庁舎停電時の電源確保
- (3) 一斉，個別FAXの受信，送信操作
- (4) 防災情報ネットワークシステム端末からの各種登録，照会操作等

衛星電話配備一覧（県防災機器）

配備先名	電話番号	備 考
防災・危機管理課	200-8400	茨城県（局番）100 県出先（市町村） 衛星系 9-局番-×××× 地上系 8-局番-××××
F A X	200-8450	
災害対策本部室	200-8401	

第3 アマチュア無線ボランティアの確保

災害発生時のアマチュア無線ボランティア活動が非常に有用であるため平常時から訓練等を通して密に連携する。

また、市は、災害発生時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、「受入窓口」を迅速に開設する。

第4 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得る。

また、市民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、Twitter、LINE、Yahoo!防災速報、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

第8節 備蓄物資調達計画

第1 食料，生活必需品の供給体制整備

第2 備蓄物資の充実

第3 備蓄スペースの確保

第4 緊急調達体制の整備

第5 緊急物資等の集積場所の整備

担当部	市民協働部，産業経済部
担当班	災害対策班，商工観光班，農政班，卸売市場班

住宅の被災等による各家庭での食料，飲料水，生活必需品の喪失，流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には，被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要であるため，災害発生直後から被災者に対し円滑に食料，生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

第1 食料，生活必需品の供給体制整備

市の備蓄は，公的備蓄及び流通在庫備蓄の2形態とし，市として，想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食料の備蓄に努める。

備蓄の確保に当たっては，地域における生産者，生活協同組合，農業協同組合，スーパー，その他販売業者と物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが，大規模な災害が発生した場合には，企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し，供給体制の整備に努める。

第2 備蓄物資の充実

1 市は，次に示す主な備蓄物資及び応急対策用の資機材を指定避難所等に配備するよう努めるとともに，地域の自主防災組織と連携し，地域の実情に応じた備蓄物資及び資機材を必要量備蓄するよう推進する。

また，備蓄物資等については，高齢者や障害者などの要配慮者，女性，乳幼児など多様な市民ニーズに配慮するとともに，アレルギー対策・感染症対策等も考慮し，選定・更新を行う。

食料，飲料水，炊き出し用器材，毛布，保温シート，間仕切り，避難所用マット，ウェットティッシュ，簡易トイレ，トイレトーパー，トイレ処理剤，ゴミ袋，ポリタンク，ブルーシート，発電機，投光機，ランタン，工具，リヤカー，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等），布担架，応急手当救護セット 等
--

2 市は，市民に対して発災当日を含む，3日間は，「自力でしのげる」だけの食料等を備えることを啓発する。

第3 備蓄スペースの確保

市は、備蓄物資及び防災資機材を市役所等の市の施設及び指定避難所に分散配置し、災害時に迅速な対応を行えるよう努める。

備蓄物資の収納場所として、市の施設等に防災備蓄倉庫を整備するとともに、市立の小・中学校等の空き教室等を活用し、備蓄場所の確保に努める。

第4 緊急調達体制の整備

市内各事業所等との協定締結を推進し、物資を確保するとともに、災害時に積極的な協力が得られるよう平常時から連絡体制の強化等に努める。

また、不足が生じると判断したときは、協定等を締結している事業所や、他の自治体等に応援を要請し、物資の確保に努める。

1 協定締結事業所等一覧

株式会社アクアクララ水戸、いばらきコープ生活協同組合、イオンモール株式会社イオンモール水戸内原、イオンリテール株式会社イオン水戸内原店、イオンリテール株式会社イオンスタイル水戸下市、株式会社伊藤園水戸東部支店、一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会水戸支部、生活協同組合パルシステム茨城、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、5日で5,000枚の約束プロジェクト実行委員会、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ヨークベニマル、株式会社カインズ等

2 協定締結等により連携している自治体一覧

県内全市町村、全国梅サミット協議会加盟市町、中核市、北関東・新潟地域連携軸推進協議会、北関東中核都市連絡協議会、川口市、柏市、敦賀市、彦根市、高松市、日田市

第5 緊急物資等の集積場所の整備

災害時における緊急物資等の受入、一時保管、仕分、配布等を効率的に行うため、体育施設や公設地方卸売市場など、雨風等をしのげるスペースが確保できる施設を集積場所及び輸送拠点候補とし、災害の状況に応じて指定する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入、保管を果たすために必要な施設・整備を図るとともに、フォークリフト等の搬送手段の確保に努める。

第9節 消防予防計画

- 第1 消防体制の整備
- 第2 消防施設等の整備・強化
- 第3 消防計画
- 第4 火災予防対策の徹底
- 第5 火災原因調査の実施

担当部	消防局
担当班	消防総務班，火災予防班，消防救助班，救急班，北消防班，南消防班
関係資料	署所の配置一覧，消防団配置一覧

第1 消防体制の整備

大規模な風水害が発生した場合は、広域的な災害となることが予測され、効果的な消防活動を展開する必要がある。このため、消防機関は、人命の救出・救護活動を行い、被害を最小限にとどめるために消防力を強化するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の総力を挙げて活動体制を整備する。

また、大規模な洪水等の発生時は、広域的な応援が必要となることも想定されるため、防災関係機関、他の消防機関及び緊急消防援助隊への応援を要請するとともに、円滑な支援が得られるよう受入体制を整えておく。

第2 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防施設、消防機械器具、消防水利、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

1 消防施設の耐震化等

消防局、署所等の庁舎は、地震災害、風水害等において、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、耐震性を有するとともに、できる限り浸水や土砂災害の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水等のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を講じる。

- (1) 建築物の堅牢化
- (2) 非常電源の設置場所の工夫
- (3) 機能確保計画の策定

2 消防力の整備・強化

各種消防車両等の消防力を計画的に配備・拡充し、消防・救急のニーズに見合った車両整備及び職員の確保を引き続き推進するとともに、消防職員の資質向上のため、教育訓練の充実を図る。

3 消防水利の充実・強化

発災時は、消火栓が使用不能になることも予想されることから、消火用水を確保するため、耐震性貯水槽・防火水槽を総合的に危険度の高い地域を優先に整備を図るとともに、消火用水として有効な河川や池等の自然水利の活用を検討する。

4 消防団の整備・強化

同時多発・広域複合的な災害の消防活動には、地域と密接につながる消防団員の活動が欠かせないため、消防団員の充足を図るとともに、教育訓練の充実に努める。

また、老朽化した詰所の整備及び車両整備等の高度化（車両等の更新及び資機材の充実）を推進する。

第3 消防計画

1 災害予想危険区域等の実態把握

次に掲げる各種災害予想危険区域について、実態を随時調査し、必要に応じ具体的な被害想定を作成し、消防活動の円滑な実施を図る。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づく危険区域等
- (3) 水戸市水防計画に定められた重要水防区域及び浸水危険区域等
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、危険物及び放射線関係施設等）

2 活動計画の策定及び訓練

風水害等の災害時における応急体制及び応急活動が円滑に実施できるよう、市警防規程に基づき活動計画を策定するとともに、職員に対して必要な動作、技術及び知識の習熟訓練を実施する。

3 防災指導の実施

市は、風水害等の災害による被害の軽減を図るため、市民に対して防災意識の高揚と非常時の応急活動等必要な事項について、下記のとおり防災指導を実施する。

- (1) 災害の発生態様
- (2) 予想される災害の程度
- (3) 日常の心得，対策
- (4) 気象情報に対する注意と危険性の判断
- (5) 避難指示等があった場合の処置
- (6) 避難時の携行品及び避難途上の注意事項
- (7) 水害時等の応急処置要領
- (8) 救急知識及び応急手当の処置要領
- (9) その他必要な事項

第4 火災予防対策の徹底

1 建築同意制度の推進

消防局長は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期する。

2 防火管理者の育成，指導

消防局長は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気使用の監督等防火管理上必要な業務の実施について指導する。

3 予防査察の強化指導

消防局長は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たり、消防対象物の用途・地域等を踏まえ、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

4 危険物施設等の保安監督の指導

消防局長は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対して、自ら計画的に危険物の取扱作業を保安監督するよう指導する。

また、危険物取扱者に対して指導の強化を図るとともに、これらの施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

5 防火思想，知識の普及徹底

消防局長は、市民の防火思想を普及するため、関係機関、団体等と協力して、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図る。

第5 火災原因調査の実施

消防局長は、消防法第31条の規定による火災原因の調査を行い、火災予防対策を推進する。

また、特殊火災事案や各種大規模災害等が発生し、究明調査が困難な場合は、総務省消防庁消防大学校消防研究センターに対して調査支援を要請する。

第10節 防災知識普及計画

- 第1 市民に対する普及啓発
- 第2 児童生徒等に対する防災教育
- 第3 職員に対する防災研修

担 当 部	総務部，市民協働部，教育委員会，消防局
担 当 班	人事班，災害対策班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民の一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。このため、市及び防災関係機関は、男女双方の視点をはじめ、多様な観点を踏まえながら、防災普及啓発活動を推進する。

また、市は、防災活動を的確に行うため、市、公共的団体及び事業所の職員の防災知識を高めその理解と協力を得る。

第1 市民に対する防災普及啓発

1 普及すべき防災知識の内容

- (1) 風水害時の危険性
- (2) 家庭での予防・安全対策（食料，飲料水，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）
- (3) 特別警報・警報・注意報の内容と発表時にとるべき行動
- (4) 避難場所及び避難所の位置，避難時や避難場所での行動
- (5) 避難指示等の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- (6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち，自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- (7) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深，浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (9) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (10) 要配慮者への支援協力
- (11) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）
- (12) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
- (13) その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報

2 普及啓発手段

- (1) 広報紙，パンフレット，ハザードマップ等の配布

市は、広報紙，パンフレット，ハザードマップ等を作成し，広く市民に配布することにより，災害・防災に関する知識の普及，防災意識の高揚を図る。

(2) 講習会等の開催

市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

また、地域の自主防災組織等と連携し、地域の実情に応じた講演会等を実施する。

(3) 住民参加型ワークショップの開催

市は、主に洪水浸水想定区域内の市民を対象に、各河川の注意すべき箇所を、水害危険度マップ等により周知するとともに、マイマップ作成（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）や、マイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）、災害・避難カード作成（避難のタイミングや緊急連絡先等を携帯可能なカードに記入）などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

(4) その他のメディアの活用

ア テレビ・ラジオ局の番組の活用

イ ビデオ・DVDの貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用

オ 水戸市メールマガジンの活用

第2 児童生徒等に対する防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、各学校で策定した学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等が挙げられ、これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視する。

災害時に一人一人がどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練とともに、保護者も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設け、体験的学習の充実に努める。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努め

る。

2 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

第3 職員に対する防災研修

市民の生命、身体及び財産を各種災害から守るための防災活動には、職員の心構え及び防災知識が欠かせないことから、市は、計画的かつ継続的な職員の防災教育研修を行い、防災知識の周知徹底と意識の高揚に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

1 研修の方法

職員個々が知識を高め、災害時に有効適切な活動が実施できる体制を確立するとともに、市民への適切な対応に努める。

(1) 職場外研修

職場外研修では、一般的、共通的な防災知識の教育や防災に関する知識の普及に努める。

(2) 職場研修

職場研修では、それぞれの職場で具体的に定められた、職員個々の役割や職場の役割などの職場に合った研修を実施する。

(3) 庁内の広報による周知

職場外研修、職場研修に加え、全職員を対象とした印刷物等による防災知識の普及を行うとともに、職員の自己研鑽を促し、防災業務の周知徹底に努める。

2 研修内容

研修の内容は、次の事項を基本とし、その他必要な事項を教育する。

- (1) 防災対策に関すること。
- (2) 災害予防計画に関すること。
- (3) 災害応急対策に関すること。
- (4) 災害復旧計画に関すること。
- (5) 職員等が果たすべき役割に関すること。
- (6) 過去の事例による防災教育に関すること。

第11節 避難所整備計画

- 第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定
- 第2 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保
- 第3 避難所の備蓄物資及び設備の整備

担当部	市民協働部，福祉部，教育委員会
担当班	災害対策班，市民生活班，スポーツ班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班

第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

市は、公園、市民センター、学校等の公共的施設等を対象に、地区の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるとともに、あわせて市民等に対し周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努める。

2 指定避難所の指定

市は、被災者のうち居住場所を確保できなくなった者に対しての収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努める。

指定避難所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、小・中学校、義務教育学校、市民センター等の公共施設とし、全ての指定避難所に災害初動段階で必要となる食料、飲料水、毛布、簡易トイレ、発電機等を備える。

また、避難者の中でも高齢者や障害者等で特別な配慮が必要な避難者を収容する施設として、市のいきいき交流センター、老人デイサービスセンター、老人ホーム、県

立の特別支援学校，民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所に指定する。

福祉避難所は，二次的な避難所と位置付けているため，福祉避難所への搬送方法は，二次災害等に留意し，原則，指定避難所等から市がバス等により行い，福祉避難所への避難は，介護する家族も一緒に避難することができる。

3 指定緊急避難場所・指定避難所の周知

市は，指定避難所及び福祉避難所の役割等について，日頃から市民に対し，広報紙，防災パンフレット等により周知を図る。

また，指定避難所，広域避難場所等には表示板，案内板等を設置し，周知に努める。

第2 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は，避難所に指定している建物の耐震診断を積極的に推進し，昭和56年度以前に建築された建物については，耐震結果に応じて補強や改築に努める。

なお，大規模な地震が発生し，指定されている避難所が被災した場合には，代替施設を利用する。

代替施設として，体育施設や福祉施設等の市公共施設を避難所として利用することもあるため，整備・改修に努め，その際に指定する施設の目安は，次のとおりとする。

- 1 被災者の住生活が回復されるまで，あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な居所の施設であること。
- 2 可能な限り，現住地の最寄り場所に設置できるよう確保すること。
- 3 情報収集・伝達上の利便が得やすいこと。
- 4 耐震性に比較的優れていること。
- 5 被災者の生活環境と長期化等の必要に応じて，プライバシーの確保に配慮すること。
- 6 なるべく公共施設であること。

なお，指定避難所以外の市施設に市民が避難してきたとき，その施設の職員は，収容可能な場合，一時的に収容するとともに，近隣の指定避難所への誘導に努める。

第3 避難所の備蓄物資及び設備の整備

- 1 市は，指定避難所に初動段階で必要となる次のような備蓄物資を備えるとともに，通信途絶や停電等を想定し，通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努める。

また，福祉避難所の物資は，開設時に市保有の物資を搬送するとともに，要配慮者等の避難者のニーズに配慮した物資の確保に努める。

○備蓄物資

食料，飲料水，炊き出しに必要な機材，毛布，保温シート，間仕切り，避難所用マット，簡易トイレ，トイレトイレットペーパー，トイレ処理剤，ゴミ袋，ブルーシート，防災ラジオ，発電機，投光機，ランタン，工具，リヤカー，感染症対策資器材（マスク，消毒液，体温計等）等

○設備等

テレビ，通信機材（MCA無線機，特設公衆電話，衛星携帯電話），放送設備，給水用機材，照明設備（非常用発電機，太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む），物資の集積場所（備蓄倉庫等），仮設の小屋又はテント 等

- 2 避難所の設備の整備については，出入口の段差の解消や，表示の外国語併記のほか，空調，多目的トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や，専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置など乳児や女性への配慮とともに，性別にかかわらず誰もが抵抗なく安心して利用できるよう誰でもトイレ等の設置を積極的に行う。
- 3 県は，市が行う避難所の備蓄物資の整備を促進し，その整備状況について把握する。
さらに，避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため，避難者の氏名，自宅住所，性別，年齢等についての被災者情報システムを整備する。
- 4 市は，市民等に対し，マニュアルの作成，訓練等を通じて，避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際，市民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮する。
また，指定管理施設が指定避難所となっている場合には，指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
市及び各避難所の運営者は，避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために，専門家等との定期的な情報交換に努める。

第12節 防災訓練計画

第1 総合防災訓練

第2 各種訓練

第3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

担当部	市民協働部，福祉部，教育委員会，消防局，水道部
担当班	災害対策班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，教育企画班，学校教育班，応援班（教育委員会），火災予防班，消防救助班，救急班，水道総務班，応急給水班

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日頃からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練の実施に当たっては、多様なニーズを踏まえ、男性、女性、性的マイノリティの方の視点などに十分配慮するよう努める。

第1 総合防災訓練

1 次の訓練種目等を関係機関と連携し、実施する。

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、市民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言版、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

- (1) 災害対策本部設置，運営
- (2) 交通規制及び交通整理
- (3) 避難準備及び避難誘導，避難所の運営
- (4) 救出・救助，救護・応急医療
- (5) ライフライン復旧
- (6) 各種火災消火
- (7) 道路復旧，障害物排除
- (8) 緊急物資輸送
- (9) 無線による被害情報収集伝達
- (10) 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- (11) 応急給水活動
- (12) その他

2 訓練参加機関

県，他の自治体，防災関係機関，協定締結団体，企業及び事業所等と連携するとともに，自主防災組織，ボランティア組織，要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけ，応援の派遣，受入を中心とした協定自治体との合同訓練も含め実施する。

3 防災訓練時の交通規制

警察は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の

道路における通行を禁止し，又は制限する。

4 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

第2 各種訓練

1 避難訓練

(1) 市による避難訓練

災害時における避難勧告及び立ち退き等の円滑，迅速，確実に期するため，市が中心となり，警察，消防及びその他関係機関の参加のもと，自主防災組織，事業者をはじめとする市民の協力を得て実施する。

(2) 保育所（園），幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，病院及び社会福祉施設等における訓練

幼児，児童，生徒や，高齢者，障害者等の避難行動要支援者等の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し，避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 学校と地域が連携した訓練の実施

市は，学校及び地域と連携し，児童・生徒を含めた地域住民の参加により，避難所運営等の実践的な訓練を行うよう努める。

2 非常参集訓練

市及び防災関係機関は，災害時の迅速な職員参集のため，非常参集訓練を実施するとともに，災害時の即応体制の強化に努める。

また，非常参集訓練と同時に，災害対策本部運営訓練及び情報収集伝達訓練もあわせて実施する。

3 通信訓練

市は，災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに，非常用電源設備等を活用しての通信訓練も実施する。

また，有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え，関東地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し，非常時の通信連絡の確保を図る。

4 図上訓練

図上訓練とは，災害時に生じると予想される様々な具体的事案に即した状況付与を行い，その種の事案に対する対応能力，意思決定能力を問う訓練である。

市は，図上訓練の実施に努めるとともに，実施後は，内容の検証を行い課題の改善に努める。

5 水防訓練

市は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選び、河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については、関係機関と緊密な連携を図り、必要と認める場合は、他の関連する訓練とあわせて実施する。

第3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域の一員として、市、消防局及び地域の防災組織が行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び消防局の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練の実施に当たっては、女性の参画の促進に努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び要配慮者等安全確保訓練を主として行う。

また、市は、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けたときは、消防団や自衛隊等の防災関係機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

第13節 防災組織等の活動計画

第1 自主防災組織の育成・連携

第2 企業防災の促進

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	水戸市地区防災計画

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことが重要である。

市民は、日頃から隣近所で声をかけ合う体制づくりに努め、災害時に隣近所で声をかけ合い協力するとともに、その取り組みを重ね合わせることにより、町内会等において被害状況等を集約し、有機的な自主防災組織の活動につなげる。

また、地域防災力の向上を図るため、水戸市住みよいまちづくり推進協議会等との連携により、自主防災組織の活動環境の整備を積極的に行う。その際、多様なニーズを踏まえ、男性、女性、性的マイノリティの方の視点に配慮した防災を進める。

第1 自主防災組織の育成・連携

1 自主防災組織の整備

県及び市は、自主防災組織の育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く市民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

(2) 自主防災組織の編成

ア 市は、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を構成する地区等を単位として、自主防災組織を結成し、効果的な防災活動ができるよう育成する。

イ 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図る。

ウ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織で昼間の構成員の確保ができない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図る。

(3) 地区防災計画の作成及び改訂

自主防災組織をはじめとする地域住民等は、地域の実情にあわせた災害対策を行うため、地区防災計画を作成する。

地区防災計画については、平常時より評価・見直しを行い、継続して活用できるよう努める。

(4) 自主防災組織の活動内容

【平常時】

- ア 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- イ 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ウ 情報収集・伝達，初期消火，避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- エ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- オ 災害発生時における，行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認
- カ 地区防災計画の作成・見直し

【発災時】

- ア 初期消火の実施
- イ 情報の収集・伝達
- ウ 救出・救護の実施及び協力
- エ 集団避難の実施
- オ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- カ 要配慮者の安全確保等
- キ 避難所の運営

2 協力体制の整備

市は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

3 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

4 リーダーの養成

市は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育，研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

第2 企業防災の促進

1 企業の責務

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を

移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

2 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用及び事業継続マネジメント（BCM）を構築するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。このため、市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。

さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災向上の促進に努める。市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等へ積極的に参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団等と積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

3 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

4 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業は、災害発生時に施設の利用者等の安全確保や機器の停止等による被害の拡大の防止を図るよう努める。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努める。

5 浸水防止計画等の作成

(1) 地下街等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市に報告するとともに、当該計画を公表する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

(2) 大規模工場等

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について、市に報告する。

第3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努める。

当該地区の市民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第14節 ボランティア活動体制の整備計画

第1 災害ボランティアセンターの設置、運営及び機能

第2 ボランティアの養成

第3 ボランティアの活動環境の整備

担 当 部	市長公室，市民協働部，福祉部，保健医療部
担 当 班	企画班，災害対策班，福祉総務班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

大規模な災害が発生した場合には、被害の防止又は軽減を図るため、市や防災関係機関のみならず、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び環境を整備するとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間の連携を促進する。

第1 災害ボランティアセンターの設置、運営及び機能

市は、災害発生後直ちに、市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターの設置と運営を要請し、ボランティアの受入体制を確保する。

また、ボランティア現地本部には市担当職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

1 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会等は、災害発生時におけるボランティア活動を効果的に行うため、災害ボランティアセンターを設置し、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの調査を行う。

県、市、県・市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターの設置について、ホームページ等により市民への周知を図る。

2 災害ボランティアセンターの運営

(1) 災害ボランティアセンターにおける活動内容

市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

ア 災害ボランティアの受入れ

イ 被災者のニーズ調査

ウ 災害ボランティアのコーディネート

エ 災害ボランティア活動の情報の発信及び受信

オ 災害ボランティア活動に必要な保険加入及び物品、資機材等の調達

カ 災害ボランティア活動に係る支援募金等の活動

キ 市災害対策本部との連絡調整

ク 前各号掲げるもののほか、センターの運営に必要な活動

3 災害ボランティアセンターの機能

(1) ボランティアに協力依頼する活動内容

市が、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

4 災害ボランティア団体との連携

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入や調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

第2 ボランティアの養成

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要であるため、県等が行っている研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアリーダーや市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等の養成に努める。

第3 ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

1 ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民及び企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

2 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

3 ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険への加入者に対する助成に努める。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者支援計画

- 第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保
- 第2 避難行動要支援者支援体制の確保
- 第3 外国人に対する防災対策の充実
- 第4 要配慮者利用施設における洪水予報等の伝達体制

担当部	市長公室，市民協働部，福祉部，保健医療部
担当班	企画班，市民班，災害対策班，福祉総務班，障害福祉班，高齢福祉班，児童福祉班，医療救護班
関係機関	市社会福祉協議会，市国際交流協会

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者，乳幼児，障害者及び日本語での災害情報の理解が難しい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。このため，県，市及び要配慮者利用施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は，災害から要配慮者を守るため，安全対策の一層の充実を図り，平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努める。

市地域防災計画において，避難行動要支援者を適切に避難誘導し，安否確認等を行うための措置について定めるとともに，地域防災計画に基づいて，平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し，避難行動要支援者名簿を作成する。

また，県及び市は，路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備，車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備，明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等，要配慮者に配慮した防災基盤整備を推進する。

第1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

1 防災組織体制の整備

施設管理者は，災害時に備え，あらかじめ防災組織を整え，職員の職務分担，動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。

また，施設利用者の情報（緊急連絡先，家族構成，日常生活自立度）について整理・保管する。

市は，要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し，施設利用者等の安全を図る。

2 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は，非常用通報装置の設置など，災害時における通信手段の整備を図るとともに，他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等との連携等施設利用者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び市は，福祉関係団体と要配慮者の支援に係る協定の締結等を進めることによ

り、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

3 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努め、県及び市はこれを促進する。

市は、市社会福祉施設について、施設利用者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震改修工事を行う。

4 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、市社会福祉施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

5 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

6 避難確保計画の作成等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について、市に報告する。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

第2 避難行動要支援者支援体制の確保

市は、災対法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者の救援体制の確保を図るとともに、自助・近助・共助・公助を促進し、連携することで地域防災力を強化する。

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち自力で避難することが困難な避難行動要支援者の支援対策を進めるために、災対法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、

避難支援等関係者との情報共有化を図り、災害時における安否確認、避難誘導等の支援活動が迅速かつ的確に実施できる体制の確保に努める。

(1) 避難行動要支援者基礎名簿

市は、以下に掲げる要件に該当する要配慮者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者に該当する者の名簿（以下、「基礎名簿」という。）を作成する。

なお、基礎名簿の作成に必要となる個人情報、災対法第49条の10第3項の規定に基づき、県及び市が保有する要配慮者の情報を目的外使用し、対象とする要配慮者に関する情報を把握する。

要 件
<ul style="list-style-type: none">・介護保険の要介護2以上の方・身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている方・療育手帳（A・A）の交付を受けている方・精神保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている方・75歳以上のひとり暮らしの方・市の支援を受けている難病患者の方・その他市長が必要と認めた方

(2) 基礎名簿登録事項

基礎名簿には、避難行動要支援者に関する以下に掲げる事項を登録する。

名簿登録事項
<ul style="list-style-type: none">・氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする事由・避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 施設等を利用する要配慮者

登録要件に該当する要配慮者のうち、社会福祉施設利用者や長期入院患者については、利用施設等による支援を受けるため、基礎名簿登録を行わない。

2 避難行動要支援者同意名簿の作成

市は、基礎名簿に登録した者のうち、名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供することに同意した者の名簿（以下「同意名簿」という。）を作成する。

(1) 同意名簿登録に係る意向調査

市は、基礎名簿の登録者に対して、「避難行動要支援者登録申請書（兼個人情報の提供に関する同意書）（以下「申請書」という。）」により、個人情報の提供に係る意向を調査し、申請書により登録を申し出た者を、同意名簿に登録する。

なお、同意名簿に登録する事項は、上に掲げる基礎名簿の登録事項と同様とする。

(2) 意向調査の対象となる要配慮者以外の者

市は、基礎名簿の登録者以外の者から、災害時における支援活動を求められた場

合は、同意名簿に登録する。

3 名簿の提供

(1) 基礎名簿の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときに、避難行動要支援者名簿を以下に掲げる避難支援等関係者に提供する。

避難支援等関係者
・市職員 ・自主防災組織 ・消防局 ・消防団 ・民生委員 ・警察署 ・地域支援センター ・社会福祉協議会

(2) 同意名簿の提供

市は、同意名簿に登録されている情報について、平常時から避難支援等関係者に提供する。

(3) 名簿の適正管理

市は、基礎及び同意名簿の提供に当たり、名簿の適正管理について以下の措置を講じ、適正な管理を徹底する。

- ア 避難支援以外には使用しないことの周知
- イ 名簿の閲覧制限
- ウ 紙による名簿提供及び複写，データ化の原則禁止
- エ 個人情報の取扱いに関する研修の実施

4 名簿の更新

市は、基礎及び同意名簿情報について定期的な更新を行い、最新のものとするよう努める。

5 地域ぐるみの支援体制

(1) 避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者は、災害発生時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、同意名簿を適切に活用し、個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し、平常時から見守り活動を行う。

(2) 個別計画作成

市は、避難支援等関係者と連携し、同意名簿の登録者ごとに個別計画を作成する。

(3) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、二次災害等により被災することがないよう自らの安全確保

に努め、可能な範囲で支援を行う。

6 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

県及び市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手困難な障害者に対して、FAXなど通信装置の貸与や情報伝達体制の確立に努める。

市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当と福祉担当との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルを策定するとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する防災ラジオの無償貸与等情報伝達体制の整備に努める。

また、県及び市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、緊急通報システムの整備に努める。

7 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、避難支援等関係者及びボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、市で策定した水戸市災害時要配慮者安心安全行動マニュアルなどにより、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する知識等の普及・啓発を図る。

第3 外国人に対する防災対策の充実

1 外国人の所在の把握

市は、市国際交流協会等と連携し、災害時における外国人への安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 外国人を含めた防災訓練の実施市は、市国際交流協会等と連携し、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

3 防災知識の普及・啓発

市は、市国際交流協会等と連携し、日本語を理解できない外国人のために、「やさしい日本語」による防災パンフレットや、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

4 災害時マニュアル等の携行促進

市は、市国際交流協会等と連携し、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名、住所、連絡先、国籍、言語、血液型、既往症、宗教等を記載する災害時マニュアル等を配布し、外国人にその作成を勧めるとともに、携行の促進に努める。

5 外国人が安心して生活できる環境の整備

(1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、市は、外国人相談窓口の充実を図る。

(2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するよう努める。

また、県及び市は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(3) 外国人への行政情報の提供

市は、生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

(4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(5) 語学ボランティアの確保

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

また、市国際交流協会は、災害発生時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、県と連携し、「多文化共生サポーターバンク」としての機能を速やかに整備する。

(6) 語学ボランティアの登録・養成

市国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努める。

第4 要配慮者利用施設等における洪水予報等の伝達体制

浸水が想定される災害では、要配慮者や不特定多数の者が利用する施設や、社会的経済活動等に深刻な被害が発生する可能性がある施設などの洪水時における迅速かつ円滑な避難を確保するため、洪水予報等の伝達が必要である。このため、これら要配慮者利用施設等における洪水予報等の伝達体制について定める。

1 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条及び土砂災害防止法第8条に基づき、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内において主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要す

る者が利用する施設で、洪水予報等を伝達する要配慮者利用施設の範囲は、次の通りとする。

要配慮者 利用施設 等の範囲	1 高齢者施設，保護施設，児童福祉施設，障害児施設等の社会福祉施設
	2 病院，診療所の医療施設（有床に限る。）
	3 幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校，特別支援学校

2 地下街等及び大規模工場等の範囲

水防法第15条に基づき、洪水予報等を伝達する浸水想定区域内の地下街等及び大規模工場等の施設の範囲は、次の通りとする。

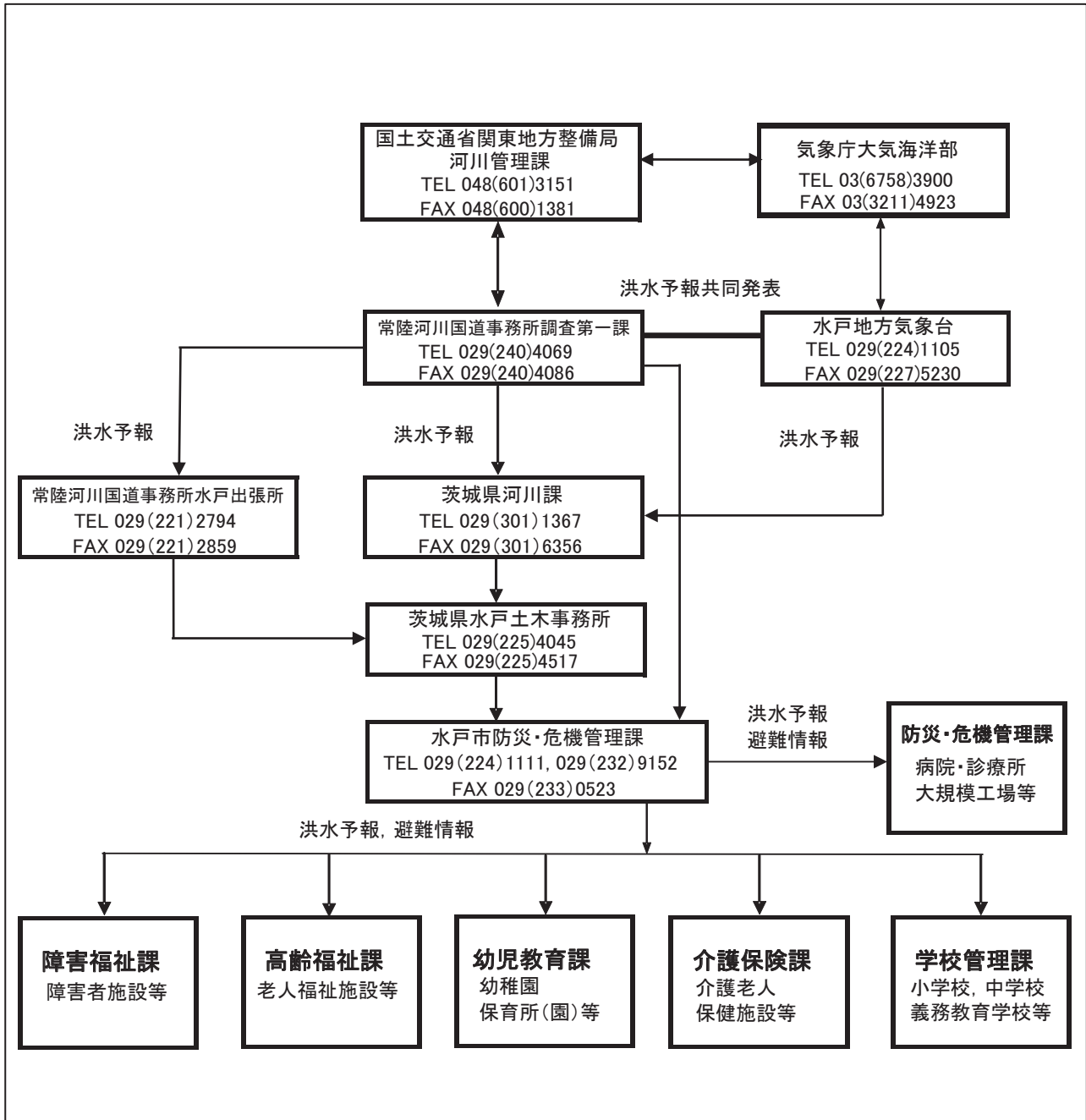
地下街等 の範囲	不特定多数の者が出入りする施設において、浸水等により被害の発生する可能性が高い床面積が5,000㎡以上の施設
大規模 工場等の 範囲	工場，作業場又は倉庫の用途に供し，延べ面積10,000㎡以上の施設

3 洪水予報等の伝達体制の整備

市は、前記1及び2に規定された要配慮者利用施設等に対し、防災ラジオ，電話，FAX，電子メール等による洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1 那珂川の洪水予報等（氾濫注意情報，氾濫警戒情報，氾濫危険情報）
	2 避難情報（高齢者等避難，避難指示，緊急安全確保）
	3 水位情報周知河川における避難判断水位情報
	4 その他，浸水対策上，有効な情報

4 伝達系統



第16節 自衛水防計画

- 第1 対象施設
- 第2 対象施設への情報伝達
- 第3 避難体制等の確立
- 第4 避難確保計画等で定めるべき事項

担当部	市民協働部
担当班	災害対策班
関係資料	水防法第15条の3及び第15条の4対象施設一覧，水戸市洪水ハザードマップ

市は、水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内の要配慮者利用施設，地下街等及び大規模工場等に対し，洪水による浸水等の被害抑制及び円滑かつ迅速な避難の確保を図るために，必要な措置について「避難確保計画」及び「浸水防止計画」の策定を支援するなど，自衛水防の促進を図る。

また，土砂災害防止法第8条第1項に規定する土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設についても，「避難確保計画」の策定支援に努める。

第1 対象施設

避難確保計画等の策定の対象となる要配慮者施設等は，以下のとおりである。

1 要配慮者利用施設

(1) 高齢者施設

養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，介護老人保健施設，グループホーム（認知症対応型共同生活介護），介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者介護），有料老人ホーム，デイサービス（通所介護），ショートステイ（短期入所生活介護），小規模多機能型居宅介護施設，老人福祉センター

(2) 障害者施設

地域活動支援センター，障害者専用プール，療養介護施設，生活介護施設，短期入所施設，施設入所支援施設，自立訓練施設，就労移行支援施設，就労継続支援A型施設，就労継続支援B型施設，共同生活援助施設，障害児通所施設，障害児入所施設，障害者小規模通所援護事業施設，幼児支援教室

(3) 乳幼児施設

子ども相談センター，助産施設，母子生活支援施設，保育所（市立，私立，認可外保育所，認定こども園），幼稚園，児童厚生施設，児童養護施設，乳児院

(4) 学校

小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校，特別支援学校

(5) その他

女性保護施設，病院・診療所（有床に限る）

2 地下街等

地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が出入りする施設において，浸水等により被害の発生する可能性が高い床面積が5,000㎡以上の施設である。

3 大規模工場等

用途が，工場，作業場又は倉庫であり，規模が延べ10,000㎡以上の施設のうち当該施設の所有者又は管理者から申し出のあった施設である。

第2 対象施設への情報伝達

市は，洪水予報等の伝達体制を整備し，迅速かつ円滑に対象施設へ情報を提供する。

特に，避難に時間を要する要配慮者利用施設には，防災ラジオを配備するなど，迅速かつ円滑な避難支援に努める。

※伝達系統等については，第2章第15節第4のとおりとする。

第3 避難体制等の確立

1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

(1) 要配慮者利用施設の管理者等は，円滑な避難誘導を図るため，避難確保計画の作成及び計画に基づく浸水災害を想定した避難訓練を実施する。

(2) 市は，避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づき実施する訓練について支援する。

2 地下街等における避難確保計画及び浸水防止計画の作成

(1) 地下街等の管理者等は，円滑な避難誘導及び浸水の防止を図るため，避難確保計画及び浸水防止計画を作成するとともに，当該計画を公表する。

また，管理者等は，自衛水防組織を置き，計画に基づく浸水災害を想定した訓練を実施する。

(2) 市は，避難確保計画等の作成及び避難確保計画等に基づき実施する訓練について支援する。

3 大規模工場等における浸水防止計画の作成

(1) 大規模工場等の管理者等は，洪水時の浸水の防止を図るため，浸水防止計画の作成及び計画に基づく浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

(2) 市は，浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づき実施する訓練について支援する。

第4 避難確保計画等で定めるべき事項

1 要配慮者利用施設において避難確保計画で定めるべき事項

- (1) 洪水時の防災体制に関する事。
 - (2) 洪水時の避難の誘導に関する事。
 - (3) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事。
 - (4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事。
 - (5) 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する事。
 - (6) その他、洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事
- 2 地下街等において避難確保計画及び浸水防止計画で定めるべき事項
- (1) 洪水時の防災体制に関する事。
 - (2) 洪水時の避難の誘導に関する事。
 - (3) 洪水時の浸水の防止のための活動に関する事。
 - (4) 洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事。
 - (5) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事。
 - (6) 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する事。
 - (7) その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事。
- 3 大規模工場等において浸水防止計画で定めるべき事項
- (1) 洪水時の防災体制に関する事。
 - (2) 洪水時の浸水の防止のための活動に関する事。
 - (3) 洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事。
 - (4) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事。
 - (5) 自衛水防組織を置く場合にあつては、当該自衛水防組織の業務に関する事。
 - (6) その他、洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事。

